

R4 入札・契約、総合評価の実施方針(案)
〔役務の提供等〕
・令和3年度の実施状況
・令和4年度の実施方針(案)



令和4年3月8日
国土交通省 関東地方整備局

役務の提供等における入札契約分類

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R1	R2	R3
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務 ②高度で高い信頼性を要する業務	133	114	114
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億2千万円）を超える案件 ②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（5千8百万円）を超える案件 ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達	70	66	60
		総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	上記以外（100万円以上）	多数	多数	多数
		最低価格落札方式				
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		13	11	16

R3年度はR3年12月末現在

R4 入札・契約、総合評価の実施方針(案)

〔役務の提供等〕

【目次】

●役務の提供等(企画競争方式)

- ・役務の提供等における企画競争方式の対象業務 P 1
- ・企画競争方式の契約実施状況 P 2～ 3
- ・企画競争方式 令和3年度実施状況 P 4～ 9
- ・企画競争方式 令和4年度実施方針 P10～13
- ・(参考資料)評価点配分表、評価項目 P14～16
- ・(参考資料)業務成績評定様式(試行) P17～22

●役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))

- ・役務の提供等における総合評価落札方式の対象業務 P23
- ・総合評価落札方式の契約実施状況 P24～28
- ・総合評価落札方式 令和3年度実施状況 P29～30
- ・総合評価落札方式 令和4年度実施方針 P31～32
- ・(参考資料)契約実施状況(調達分類別) P33～39

●役務の提供等(参加者の有無を確認する公募(審議の効率化))

P40～43

〔 役務の提供等（企画競争方式） 〕

役務の提供等における企画競争方式の対象業務

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- ①パンフレット・ビデオ作成
 - ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
 - ・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成
 - ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント
 - ・催事の開催に関わる企画・運営
 - ・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載
 - ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- ①情報システム
 - ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ②研究・開発
 - ・研究・開発を行う業務
- ③不動産鑑定
 - ・不動産鑑定の評価を行う業務

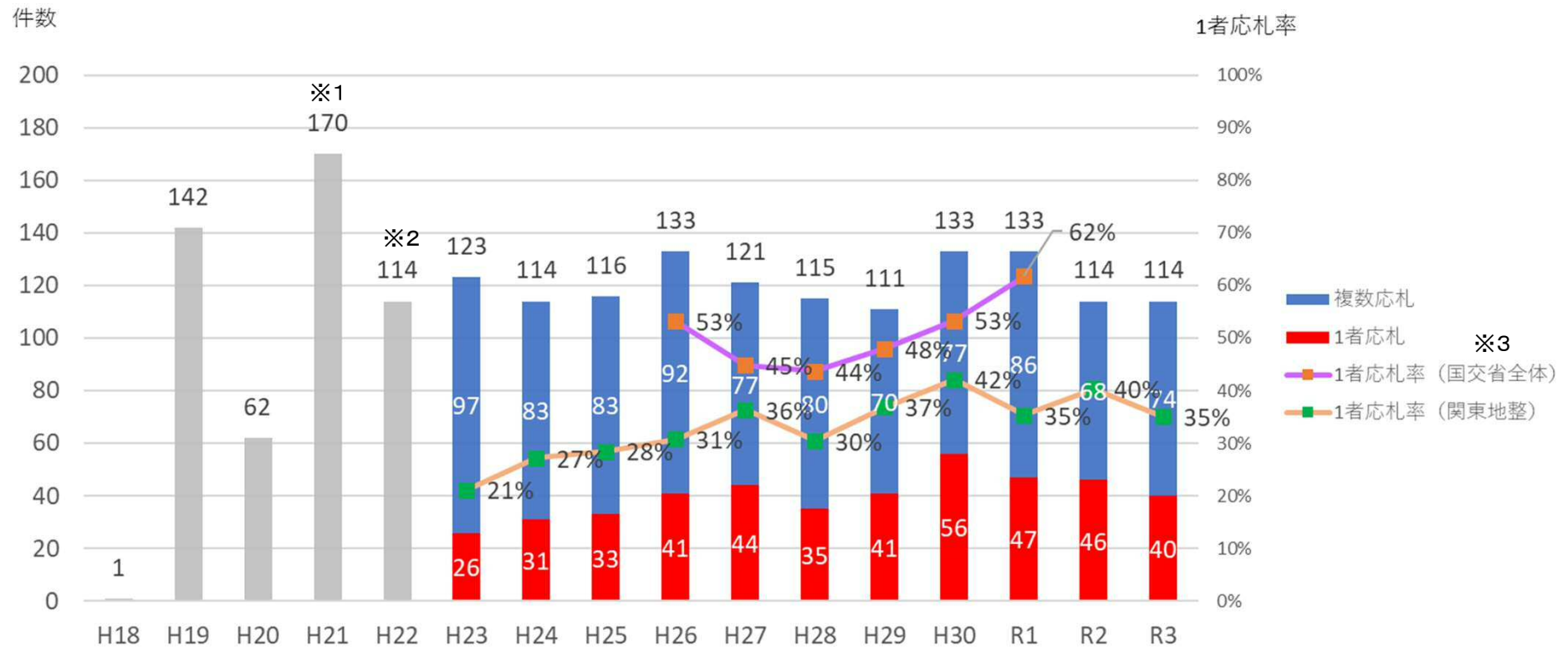
等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達の適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたことを受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

企画競争方式の契約実施状況

契約件数及び1者応札の経年推移（全体）

- 契約件数は概ね横ばいだが、R2,R3は若干減少傾向。
- 1者応札率はH30年度以降ほぼ横ばい。



※1) H21年度は不動産鑑定評価等業務が企画競争に移行したため大幅増。

※2) H22年度は不動産鑑定評価等業務が複数とりまとめて発注する方法へ変更したため大幅減。

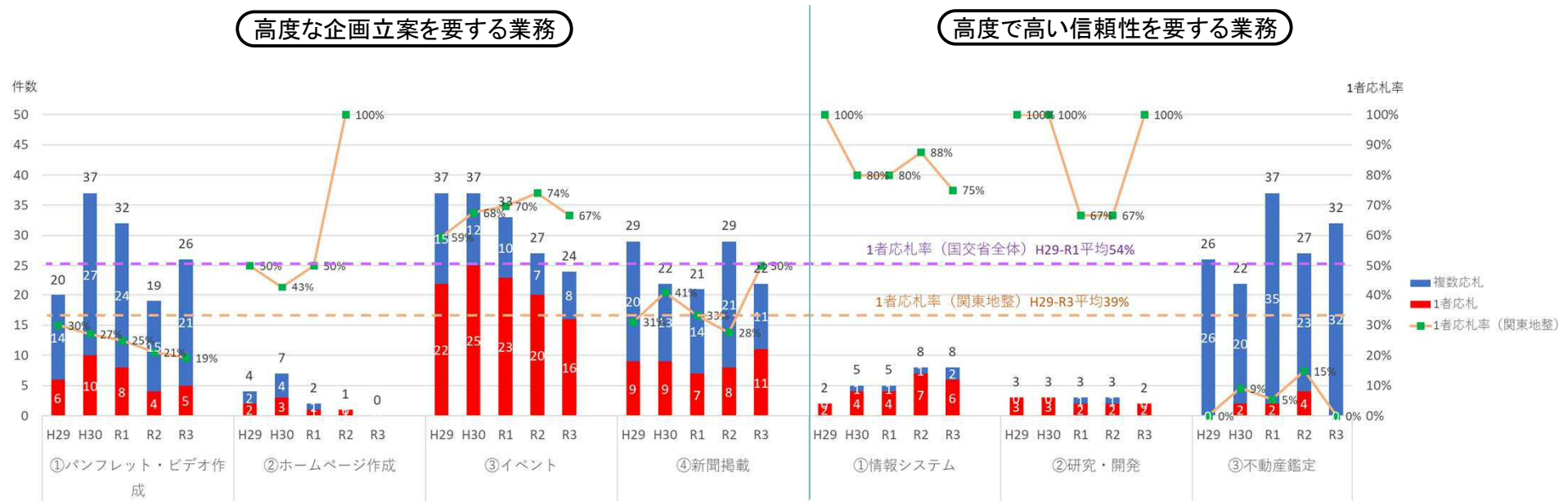
※3) 1者応札率(国交省全体)はH26年度以降、最新はR1年度。

R3年度はR3年12月末現在

企画競争方式の契約実施状況

契約件数及び1者応札の経年推移（業務分類別）

- 契約件数はパンフレット・ビデオ作成及びイベントで減少傾向。
- パンフレット・ビデオ作成は1者応札率が低くかつ減少傾向、イベントは1者応札率が高かつ増加傾向。
- 情報システム、研究・開発は1者応札率が高く、不動産鑑定は1者応札率が低い。



R3年度はR3年12月末現在

「③不動産鑑定」は、鑑定士による評価額の差異を考慮し、2者での鑑定を基本としており、2者特定に対して2者しか応札がなかった場合は、1者応札としてカウントしている。

<分類>

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成：
 - ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
 - ・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成：
 - ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント：
 - ・催事の開催に関わる企画・運営
 - ・国土交通行政情報の情報提供施設（インフォメーションセンター等）の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載：
 - ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ①情報システム：
 - ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ②研究・開発：
 - ・研究・開発を行う業務
- ③不動産鑑定：
 - ・不動産鑑定の評価を行う業務

企画競争方式 令和3年度実施状況

1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1-1 応募しやすい環境整備

- 関東地整ホームページに掲載している企画競争案件の入札契約情報を新着・更新情報自動配信機能(RSS機能)によりタイムリーに情報提供
- 具体的な業務内容の情報提供
- 予定情報の公表時に「業務概要」の情報提供



- ・ H25年度より、関東地整ホームページに不定期で公示する企画競争案件の入札契約情報を新着・更新情報自動配信機能によりタイムリーに情報提供するとともに、業務概要を掲載。これにより、広く情報提供できる環境を構築。

➡ **取り組みは今後も継続するが、既に定着が図られているため、R4実施方針には記載しない。**

1-2 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証

- 対応の余地があるものについては、『契約手続開始前』に複数者が提案できる環境を構築するための措置の検討・実施、『契約手続終了後』においてその効果検証を行い、効果が見られた対策をイントラに公表。
- 対応の余地があるものについては、入札説明書を受理したが入札に参加しなかった者へのアンケートを実施し、入札に参加しなかった理由を把握する。

- ・ 参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を実施。
- ・ 業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善を実施。
- ・ 改善が図られた案件について、事例を取りまとめてイントラに掲載し、ノウハウの共有を実施。

➡ **継続**

企画競争方式 令和3年度実施状況

1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1-3 複数年契約などの予算措置

- 業務の性質上可能と判断されるものは、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため複数年契約の予算措置を引き続き検討する。

- ・実績はH24年度以降の保全業務（2年毎継続）の1件。

➡ 継続

2. 技術評価に関する更なる透明性の確保

2-1 企画提案の透明性の確保

- 評価項目・配点はR3年度も引き続き適用。

- ・H21年度から標準的な評価基準（評価項目・配点）の公表を継続実施。

➡ 取り組みは今後も継続するが、既に定着が図られているため、R4実施方針には記載しない。

企画競争方式 令和3年度実施状況

3. 効率的な事務手続きへの取り組み

3-1 業務の内容に応じた対応

- システム改良業務等、一者応札が続く複数者応札が見込めない業務は、業務内容を明示して他の参加者がいないか確認する「参加者の有無を確認する公募手続」に順次移行する。

- ・ H25年度から1者応札が続く案件について参加者有無確認公募への移行を継続実施。



継続

3-2 第三者による審議の効率的運用

- 企画提案特定において標準的な評価様式を使用する場合「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)は、審議の省略を可能とし、「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において最終審議を行う。
- 企画提案書の提出が1者の場合は、「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)を省略可能とする。なお、企画提案が的確性、実現性に著しく欠ける場合で、特定しない場合は、審議を行うものとする。

- ・ H25年度から標準的な評価方法で実施する場合の年度当初一括審議・以後省略を継続実施。
- ・ R4年度から「参加者の有無を確認する公募」においても標準的な評価様式を使用する場合の審議の省略を適用。



継続

3-3 入札説明書における評価項目等の改訂時期

- 入札説明書における評価項目などの改訂は、速やかに実施する。

- ・ R3年度は評価項目等の変更等がなかったため、改訂なし。今後も都度速やかに実施する。



継続

企画競争方式 令和3年度実施状況

4. 品質確保に関する試行

4-1 業務成績評定の試行

1) 目的

評定結果をデータベース化し、適正な企業の選定に有効に活用できるか検証を行うとともに、活用方策を検討する。

2) 実施状況

① H26年度より業務成績評定の試行を開始。

② H30年度より新様式にて試行を継続実施。

③ 試行対象の業務は下記の通り。

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成： ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成： ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント： ・催事の開催に関わる企画・運営
・国土交通行政情報の情報提供施設（インフォメーションセンター等）
の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載： ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ①情報システム： ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ②研究・開発： ・研究・開発を行う業務

※不動産鑑定評価等業務は成績評定対象外

④ R5年度を目処に試行を継続し、適正な企業の選定に資することができるか検証する。

⑤ 評定結果の活用方策を検討する。

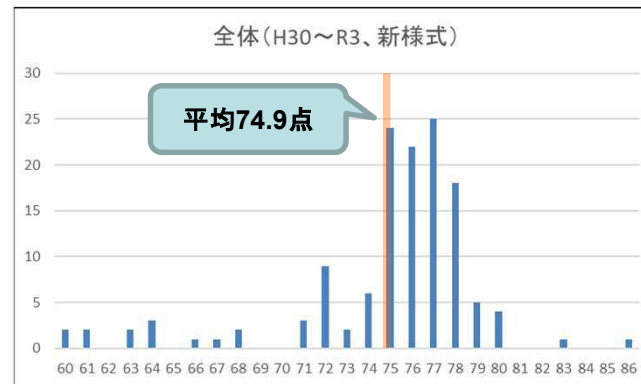
企画競争方式 令和3年度実施状況

4. 品質確保に関する試行

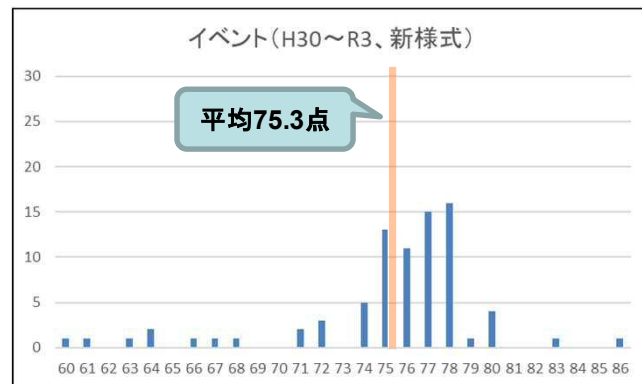
4-1 業務成績評定の試行

3) 業務分類ごとの成績評定度数分布

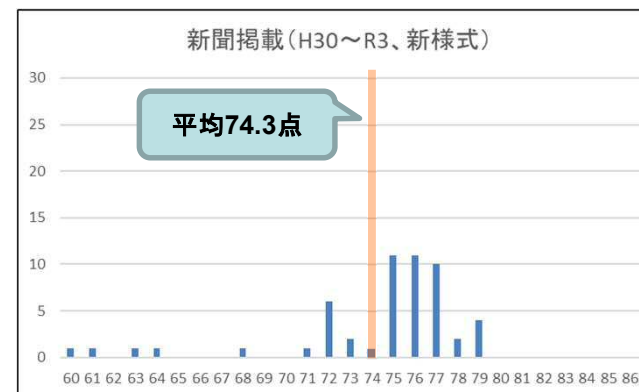
- 新様式によるH30～R3年度の成績評定度数分布は以下の通り。
- 業務分類によって大きな偏りは見られない。



平均: 74.9
中央値: 76.0
標準偏差: ± 4.3



平均: 75.3
中央値: 76.4
標準偏差: ± 4.4



平均: 74.3
中央値: 75.6
標準偏差: ± 4.2

R3年度は12月末現在

企画競争方式 令和3年度実施状況

4. 品質確保に関する試行

4-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- ① H19年度から役務(企画競争)の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続きR3年度の役務(企画競争)受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- ② 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- ③ 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
				同種	類似								
R2	●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R3	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

➡ 継続

企画競争方式 令和4年度実施方針

1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証

- 一者応札となりそうな案件については、『契約手続開始前』に複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置を検討・実施。『契約手続終了後』効果検証を行い、効果が見られた対策をイントラに公表。
- 入札説明書を受理したにもかかわらず入札参加しなかった者へアンケートを実施し、不参加の理由を把握する

1-2 複数年契約などの予算措置

- 業務の性質上可能と判断されるものは、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため複数年契約の予算措置を引き続き検討する。

企画競争方式 令和4年度実施方針

2. 効率的な事務手続きへの取り組み

2-1 業務の内容に応じた対応

- システム改良業務等、一者応札が続く複数者応札が見込めない業務は、業務内容を明示して他の参加者がいないか確認する「参加者の有無を確認する公募手続」で実施することを基本とし、大規模なシステム改良等を行う場合に企画競争方式を活用する。

2-2 第三者による審議の効率的運用

これまでの取組

- 企画提案特定において標準的な評価様式を使用する場合「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)は、審議の省略を可能とし、「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において最終審議を行う。
- 企画提案書の提出が1者の場合は、「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)を省略可能とする。なお、企画提案が的確性、実現性に著しく欠ける場合で、特定しない場合は、審議を行うものとする。

R4年度から

- 「参加者の有無を確認する公募」においては、仮に複数応札となり、企画競争に移行した場合、「評価方法の決定」(第1回目審議)を個別に行うこととなっているが、今後は、企画競争に移行した際に標準的な評価様式を使用する場合は、通常の企画競争と同様に審議の省略を可能とする。なお、仮に複数応札があり、企画提案が提出された場合は、「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において最終審議を行う。

2-3 入札説明書における評価項目等の改訂時期

- 入札説明書における評価項目などの改訂は、速やかに実施する。

企画競争方式 令和4年度実施方針

3. 品質確保に関する試行

3-1 業務成績評定の試行

1) 目的

- ① 適正な企業の選定に資するため、業務の評定を行い、役務の契約に役立てることが可能か検証を行う。
- ② 評定結果をデータベース化し、適正な企業の選定に有効に活用できるか検証を行うとともに、活用方策を検討する。

2) 実施状況

- ① 新様式による業務成績評定の試行を実施。
- ② 試行対象の業務は下記の通り。

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成： ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成： ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント： ・催事の開催に関わる企画・運営
・国土交通行政情報の情報提供施設（インフォメーションセンター等）の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載： ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ①情報システム： ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ②研究・開発： ・研究・開発を行う業務

※不動産鑑定評価等業務は成績評定対象外

- ③ R5年度を目処に試行を継続し、適正な企業の選定に資することが出来るか検証する。
- ④ 評定結果の活用方策を検討する。

企画競争方式 令和4年度実施方針

3. 品質確保に関する試行

3-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- ① 役務(企画競争)受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載する。
- ② 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用する。
- ③ 活用を進めつつ、課題があれば、改善する。

(参考資料)

評価点配分表、評価項目

【役務】

(適用時期: 令和2年8月1日以降)

※R2.8 WLB評価配分の変更

企画競争方式の標準的な評価点【高度な企画立案を要する業務】

企画競争方式(高度な企画立案を要する業務)における評価目安(案)

必須項目

評価の重み

関東地方整備局

評価項目		評価の着目点	高度な企画提案を要する業務				備考
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合	
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	業務の実績を有すること			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※設定時には参加可能者が複数いることを確認しておく。
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		3	2割	(当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
配置予定技術者の評価	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	10	2割	※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、4億円以上、10件未満であること。
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		20	8割	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		30		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
配点の合計					63		(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

企画競争方式の標準的な評価点【高度で高い信頼性を要する業務】

企画競争方式(高度で高い信頼性を要する業務)における評価目安(案)

■ : 必須項目

■ : 評価の重み

関東地方整備局

評価項目		評価の着目点	高度で高い信頼性を要する業務				備考
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合	
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	業務の実績を有すること			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※設定時には参加可能者が複数いることを確認しておく。 ※特段の必要性がない限り設定はしない。 (緊急時対応など業務上必要不可欠な場合に限り設定。) ※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。 ※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。 (当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。 ※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
	地域性	地理的条件	△	本・支店・営業所が所在			
	設備等条件	必要な設備等の有無	△	業務に必要な設備を有すること	5	3割	
	技術力	専門分野の技術職員の状況	△		5		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		3		
	フリー項目		△				
配置予定技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	業務に必要な資格を有すること	5	※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。 (目安)手持ち業務量、4億円以上、10件未満であること。	
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	15		
	フリー項目		△				
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		20	7割	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		15		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
配点の合計					53		(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

企画競争方式の標準的な評価点【高度で高い信頼性を要する業務】 (不動産鑑定評価業務)

企画競争方式(高度で高い信頼性を要する業務「不動産鑑定評価業務」)における評価目安(案)

■ : 必須項目

■ : 評価の重み

関東地方整備局

評価項目		評価の着目点	【高度で高い信頼を要する業務】 (不動産鑑定評価業務)				備 考
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合	
企業の 経験及び能力	業務実績	同種又は類似業務の実績	○	業務実績を有すること			標準として過去10年間、1件以上の業務実績があること。
	地域性	本支店・営業所の有無	△	本・支店・営業所が所在すること			* 特段の必要性がない限り設定はしない。
配置予定技術者の 業務経験及び能力	資格要件	配置予定技術者の保有資格	○	業務に必要な資格を有すること			不動産鑑定士
	業務経験	同種又は類似業務の実績	○		35	33%	①地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 ②鑑定評価実績
業務の実施方針及び手法		業務実施方針	○		65	62%	
取組指針		ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	○		5	5%	
配点の合計					105		

業務成績評定様式(試行)

【役務】

H30成績評定 (試行) 様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務

(主任監督員 1/6)

審査項目	細 別	選択 評価 区分	業務 区分	主 任 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施能力と執行計画の評価	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
1. 業務に必要な契約書、仕様書、関係法令等が十分に理解されている。 2. 仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 3. 主任技術者は、設計図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 5. 担当技術者は、優れた知見や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための明確な手順、手法である。 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 9. その他 () (対象: 主任、担当技術者) ◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(6)											

H30成績評定 (試行) 様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務

(主任監督員 2/6)

審査項目	細 別	選択 評価 区分	業務 区分	主 任 技 術 者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況の評価	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	●●業務 実施体制と執行計画 (1/1)	5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
1. 業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。 2. 契約締結後すみやかに業務に着手している。 3. 業務着手時に必要な手続を適切に行っている。 4. 監督職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 5. 監督職員の指示事項に迅速に対応している。 6. 打合せにおいて、業務の問題とその解決策の提案が優れている。 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 9. 支給材料がある場合、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにし、業務完了時には支給品精算書を提出している。 10. 業務計画書の業務工程(表)は、クリアカルポイントが明確にされている。 11. 業務の進捗を適切に管理するための工夫がなされている。 12. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 13. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなくなった場合にただちに返却されている。 14. 第三者の土地等の立ち入りにあたって、トラブルの発生がないように適切な対応を行っている。 15. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 16. 第三者の安全確保に努めている。 17. 事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 18. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 19. 休日、夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出している。 20. その他 () (対象: 主任、担当技術者) ◎評定は1～20のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10)											

H30成績評定 (試行) 様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務 (主任監督員 5/6)

審査項目	細 別	選択区分	評価区分	業務、主任、担当技術者	a	6	a'	-	b	3	b'	-	c	0	d	-3	e	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力 (1/1)	● 評価対象項目 (選択) (評定)	☐ 1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。 ☐ 2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。 ☐ 3. 疑難に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 6. 業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 8. 関係官公庁等及び関係者等との手続きや交渉状況が適確なく報告されている。 ☐ 9. 発注者の指示による受注者が行うべき関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 10. 車両の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。 ☐ 11. その他 [対象:主任、担当技術者]	☐ 説明調整について、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 説明調整について、監督職員が文書による改善指示に従わなかった。														
◎評定は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)																		

H30成績評定 (試行) 様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務 (主任監督員 6/6)

審査項目	細 別	選択区分	評価区分	業務、主任、担当技術者	a	10	a'	-	b	5	b'	-	c	0	d	-5	e	-10
結果の評価	成果品の品質 (1/1)	● 評価対象項目 (選択) (評定)	☐ 1. 設計図書に提示された項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ 2. 事前の現場の確認結果が、的確に整理されている。 ☐ 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 ☐ 4. 実施結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 ☐ 5. 実施結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 ☐ 6. 難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 ☐ 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 ☐ 8. その他 []	☐ 成果品について、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 成果品について、監督職員が文書による改善指示に従わなかった。														
◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(4)																		

H30成績評定(試行)様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務

(総括監督員 1/3)

審査項目	細 別	選択区分	評価区分	業務、主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施能力 の実施体制 と執行計画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定)	区分	区分	主任技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10

☐ ☐ ☐ 1. 主任技術者は、優れた知見をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。

☐ ☐ ☐ 2. 主任技術者は、関連のある業務等の受注者と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。

☐ ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、知見もしくは創意工夫によるものである。

☐ ☐ ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。

☐ ☐ ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整っている。

☐ ☐ ☐ 6. その他 []

●評価点

10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)を入力してください

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)で評価する。

※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。

(業務履行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施)

※評価にあたっては、評価対象項目のし点の数だけにとられず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

(例えば、し点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は「a」評価も可)

※業務執行上の過失として主任監督員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、-5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。

* 業務評定、主任技術者の評価に反映。

H30成績評定(試行)様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務

(総括監督員 2/3)

審査項目	細 別	選択区分	評価区分	業務、主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況 の評価	●評価対象項目 (選択) (評定)	区分	区分	主任技術者	20	15	10	7.5	0	-	-

☐ ☐ ☐ 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が評価できる。

☐ ☐ ☐ 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が評価できる。

☐ ☐ ☐ 3. 厳しい自然、条件への対応が評価できる。

☐ ☐ ☐ 4. 業務の特殊性への対応が評価できる。

☐ ☐ ☐ 5. 関連する事業、工事等に配慮する必要がある、その対応が評価できる。

☐ ☐ ☐ 6. 関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、評価できる。

☐ ☐ ☐ 7. その他 []

●評価点

20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)を入力してください

●評価点

25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)を入力してください

* 業務評定、主任技術者の評価に反映。

* 担当技術者の評価に反映。

※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば業務評定、主任技術者は7.5点(b)、担当技術者は7点(b)評価以上とする。

業務評定、主任技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。

担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。

H30成績評定(試行)様式

(3) 広報関連業務業務名: ●●業務

(參訪學員 3/3)

考査項目	細 別	選択区分	評価区分	業務、主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 (1/1)	選択区分	評価区分	主任技術者	10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					15	12	7.5	4	0	-	-

●評価対象項目 (選択) (評定)	1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して評価できるものがあつた。	2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど評価できるものがあつた。	3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり評価できるものがあつた。	4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあつた。	5. その他 []
●評価点	10点(a)、7.5点(a)、5点(b)、2.5点(b)、0点(c)を入力してください	●評価点	15点(a)、12点(a)、7.5点(b)、4点(b)、0点(c)を入力してください		
	点		点		

* 業務評定、主任技術者の評価に反映。

* 担当技術者の評価に反映。

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、主任技術者は10点(a)、7.5点(a)、5点(b)、2.5点(b)、0点(c)で評価する。

担当技術者は15点(a)、12点(a)、7.5点(b)、4点(b)、0点(c)で評価する。

※総括監督員は、主任監督員の意見を参考に(※)注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。

(業務遂行過程での日々の対応の評価は主任監督員が実施)

※評価にあたっては、評価対象項目のし点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。

(例えば、し点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a)、担当技術者は15点(a)評価可)

H30成績評定(試行)様式

(3) 広報関連業務 業務名: ●●業務

(検査職員 2/3)

審査項目	細 別	実施状況の評価										品質管理 の評価 (1/1)	
		業務、 主任技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	品質管理について、監督職員の文書で改善指示を行った。	品質管理について、監督職員の文書による改善指示に役立った。		
選択区分	評価区分	担当技術者	a	-	5	-	0	-5	-10				
			20	-	10	-	0	-10					
			12	-	6	-	0	-6	-12				
品質管理 の評価 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (辞退)	1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 2. 照査計画を作成し、照査に関する事項を定め業務計画書に記載している。 3. 照査技術者は、業務期間をとおして業務の節目においてその成果の確認を行うとともに、 自身による照査を行っている。 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印の上、主任技術者に提出している。 5. 品質確保のための社内検査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 6. 「業務計画書」において成果品の品質を確保する記述があり、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 9. その他 () (対象:主任、担当技術者)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

◎評定は1～9のうち

評価値が90%以上 a

評価値が70%以上 90%未満 b

評価値が70%未満 c

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(0 %)＝該当項目数(0)÷評価対象項目数(5)

〔 役務の提供等（総合評価落札方式（一般競争））〕

役務の提供等における総合評価落札方式の対象業務

【1】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する業務

『政府調達手続に関する運用指針等について』（平成26年3月31日 関係省庁申合せ）に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億2千万円を超える案件
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良、保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格5千8百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【2】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する業務

財務大臣との協議に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

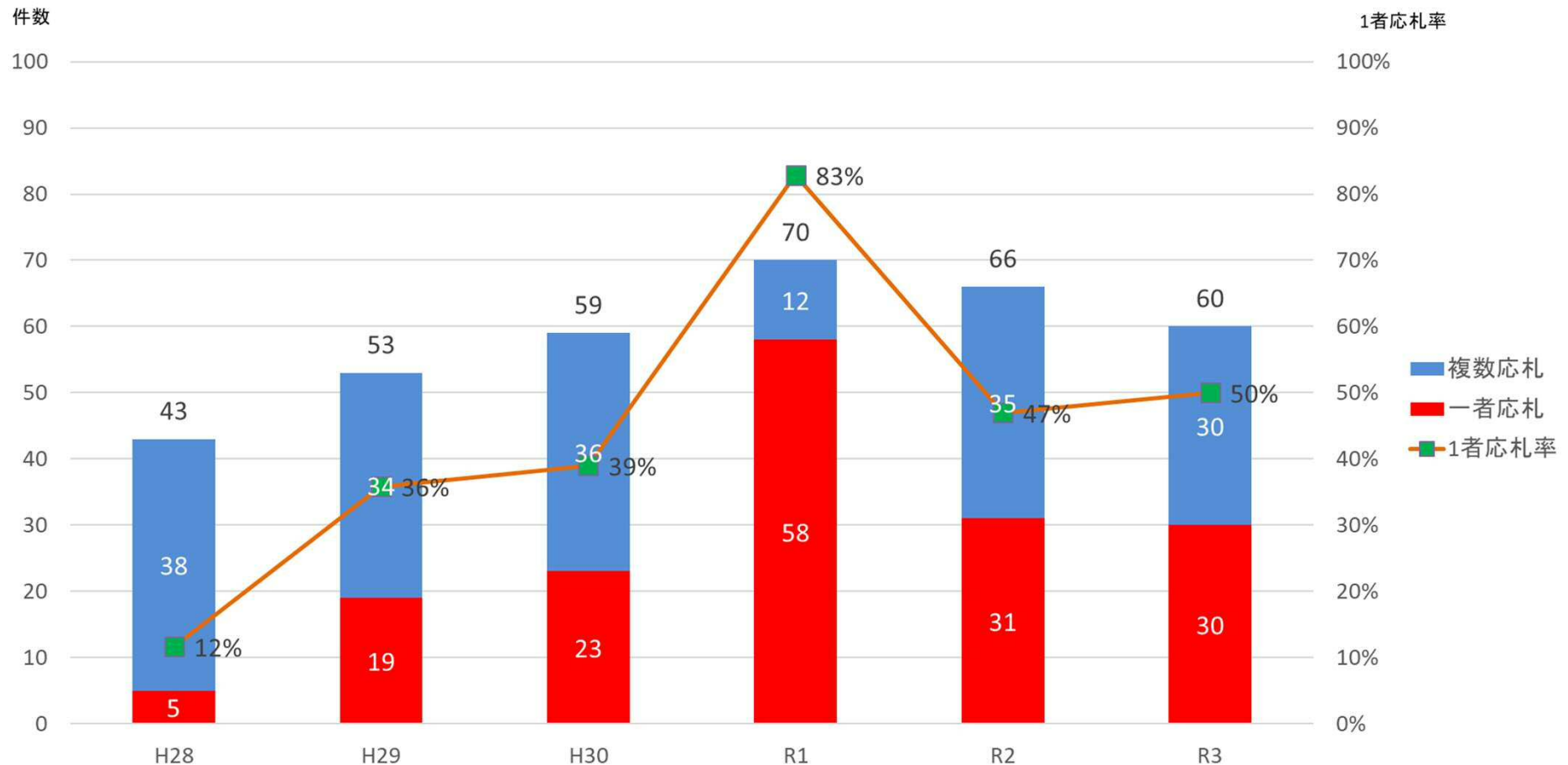
- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。出力機器（プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機）の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

総合評価落札方式の契約実施状況

契約件数及び1者応札の経年推移（全体）

- 契約件数は、R1をピークにほぼ横ばい
- 一者応札率は、年度によりバラツキがあるが、特異的な年を除き、概ね40～50%で推移



R3年度はR3年12月末現在

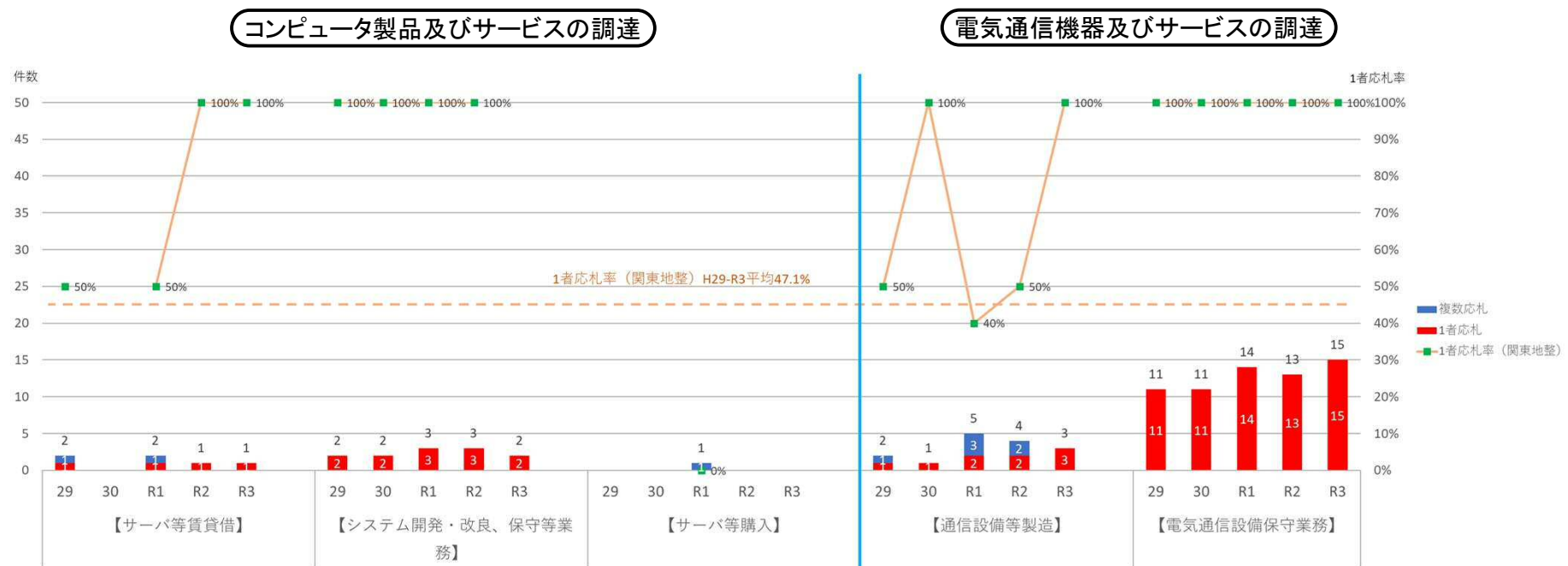
※1 H29から電気通信設備等保守が大幅に増えたため、一者応札率も増加

※2 R1は、車両管理業務の受注者のうち1者が指名停止となったため、大幅増

総合評価落札方式の契約実施状況

契約件数及び1者応札の経年推移（調達分類別【1】）

- 契約件数はほぼ横ばい。
- 【サーバ等賃貸借】、【システム開発・改良、保守等業務】、【電気通信設備保守等業務】は1者応札の傾向が見られる。



R3年度はR3年12月末現在

・主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの賃貸借

・各種システムの開発・改良又は保守、あるいはセキュリティ管理等を一元的に行う

・主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの購入

・河川の管理や道路の管理に必要な多重無線装置等の電気通信設備等を製造する業務（据付調整含む）

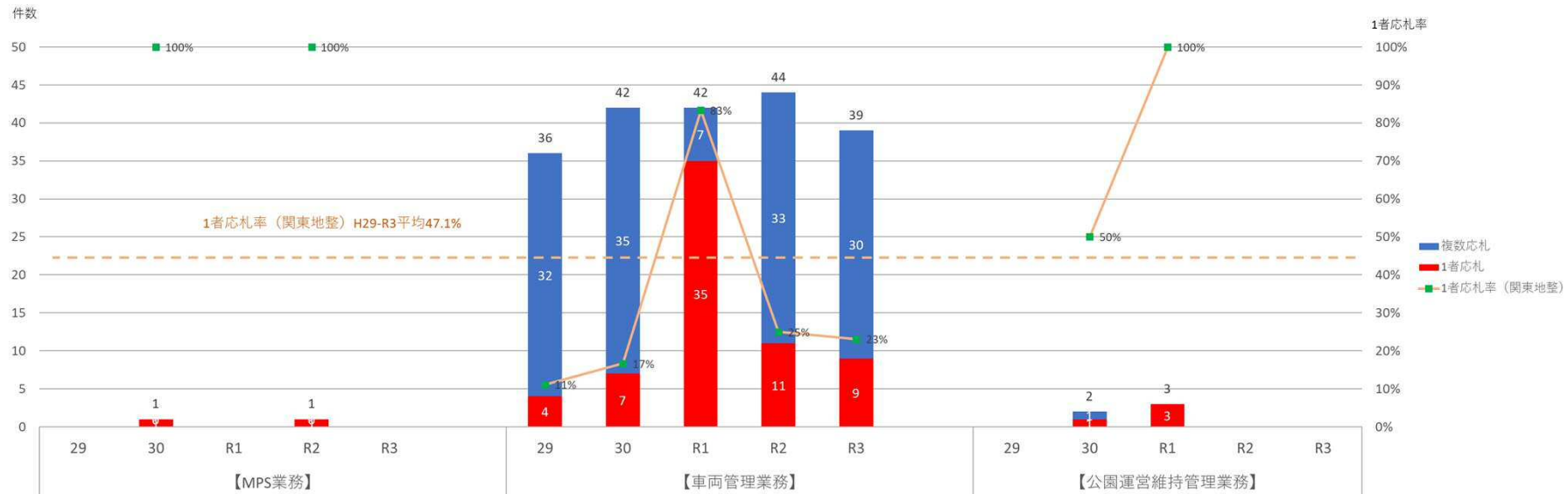
・通信設備等の点検並びに修理、監視を行う

総合評価落札方式の契約実施状況

契約件数及び1者応札の経年推移（業務分類別【2】）

- 契約件数はほぼ横ばい。
- MPS業務は1者応札の傾向が見られる。

国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する業務



・出力機器（複合機）の賃貸借並びに最適配置案の作成等総合的なマネジメント・サービス

・官用車の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を行う

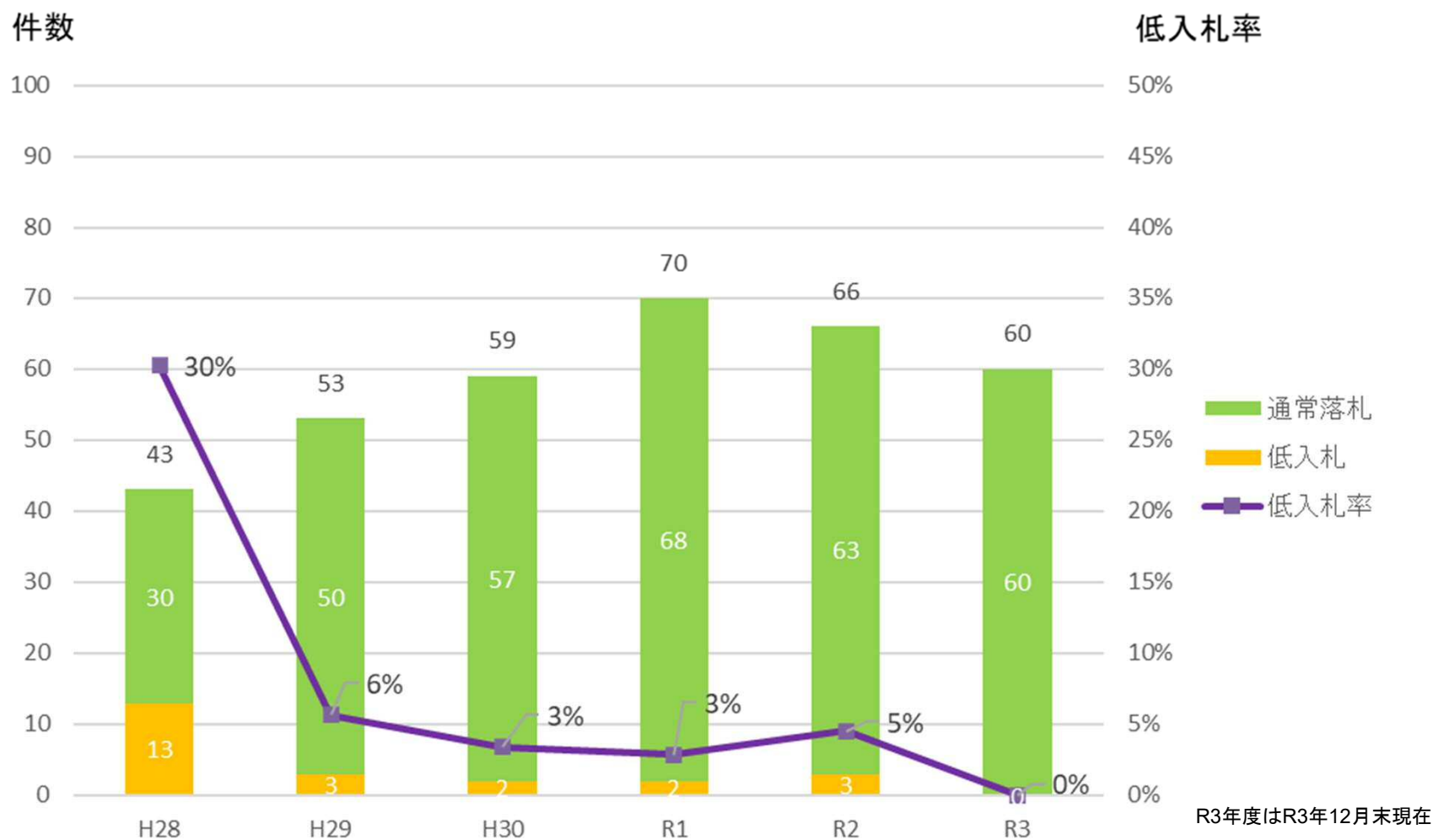
・国営公園の植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備などの業務を一元的管理方針の下で総合的な調整を図り実施する

R3年度はR3年12月末現在

総合評価落札方式の契約実施状況(低入札)

総合評価落札方式での低入札の状況

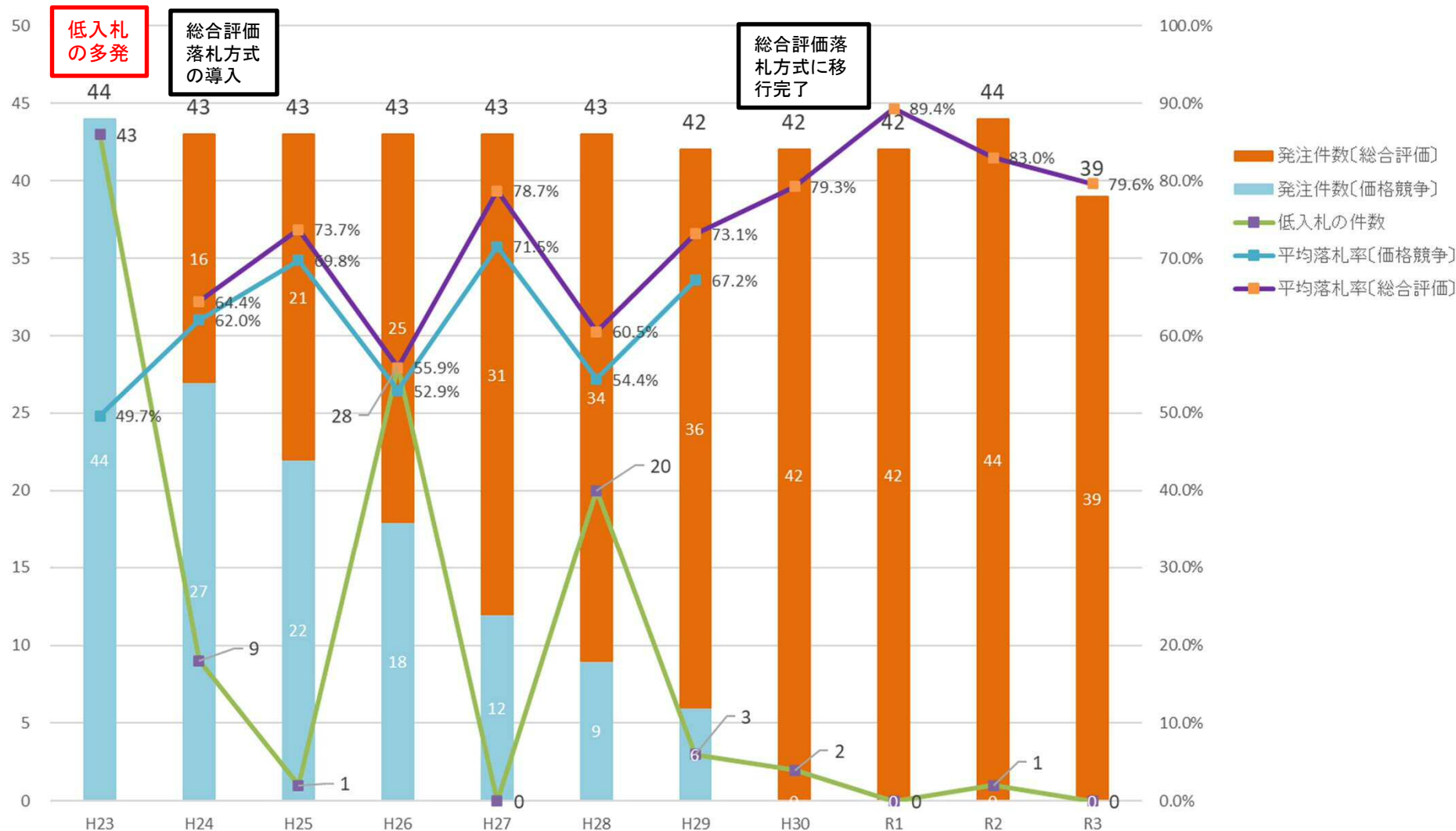
- 令和3年度に総合評価を実施した60件のうち、低入札は0件であった。
- ここ数年は低入札の発生率は低く推移している。



総合評価落札方式の契約実施状況(車両管理業務)

総合評価落札方式導入による効果

- 平成23年の低入札多発を契機に総合評価落札方式を導入した。価格競争に比べ平均落札率が高い。
- 平成30年には総合評価落札方式に全面移行が完了。低入札対策として一定の効果があると思料される。



総合評価落札方式 令和3年度実施状況

1. 1者応札への対応

1-1 資格要件の緩和

- ・ 資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行い、門戸を広げた。

 継続

1-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

- ・ PCの賃貸借において、賃貸借期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境を整えた。

 継続

総合評価落札方式 令和3年度実施状況

2. 競争環境の確保

2-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境を整えた。

➡ 継続

2-2 リスク分担の明示を実施

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消した。

➡ 継続

2-3 複数年度契約の検討

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件（国債契約）を、クライアントPC賃貸借、インターネット情報提供業務で実施した。
- ・ 車両管理業務の複数年契約化への要望を他の地方整備局と検討した。

➡ 継続

総合評価落札方式 令和4年度実施方針

1. 1者応札への対応

1-1 資格要件の緩和

- 可能なものについて、さらなる資格要件の緩和を図る。

1-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

- 4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。
- それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

2. 競争環境の確保

2-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

- 「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

2-2 リスク分担の明示を実施

- 仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

2-3 複数年度契約の検討

- 複数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた課題を整理する。

総合評価落札方式 令和4年度実施方針

R4年度から

3. 新たな評価項目

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

- 対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

4. 車両管理業務の品質確保

4-1 提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置

- 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)を行う。

(参考資料)

契約実施状況(調達分類別)

【役務】

実施状況(サーバ等賃貸借、システム開発・改良、保守業務)

【総合評価】

水色 総合評価
緑 価格競争
— 発注なし
/ 継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
サーバ等賃貸借	1	クライアントPC賃貸借A	4	—	—	—	1	—	5箇年国債
	2	クライアントPC賃貸借B	—	—	2	—	—	—	5箇年国債
	3	特殊車両システム用サーバ賃貸借	1	—	—	—	—	—	5箇年国債
	4	データサーバ賃貸借	—	—	—	1	—	—	5箇年国債
	5	セキュリティ対策サーバ賃貸借	—	—	1	—	—	—	5箇年国債
	6	統合版用地システム用DBサーバ賃貸借	/	/	/	/	/	—	5箇年国債

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
システム開発・改良、保守等業務	新規開発	1 洪水予警報等作成システム一式製造	/	/	/	/	/	—	単年度予算
	改良・保守等	2 電子入札システム運用監理業務	—	—	—	1	—	—	R2は関東幹事、R3以降は他地整幹事
		3 インターネット回線接続業務	—	—	—	1	—	—	3箇年国債、R4は5箇年国債
		4 行政情報システム運営管理業務	—	—	—	1	—	—	5箇年国債
		5 特殊車両申請システム改修導入業務	1	1	1	/	/	/	
		6 特殊車両申請システム運用保守業務	1	1	1	1	1	—	
		7 予算執行管理システム運用管理及び保守業務	1	1	1	1	1	—	
		8 道路占用システムデータサービス提供業務	—	—	—	—	—	—	R4は関東幹事

実施状況(サーバ等購入、通信設備等製造)

【総合評価】

水色 総合評価 (1.2億円超)
 緑 価格競争 (1.2億円以下)
 — 発注なし
 / 継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
サーバ等購入	1	次期特殊車両通行許可システムサーバ購入	/	/	2	/	/	/	

【総合評価】

水色 総合評価 (5800万円超)
 緑 価格競争 (5800万円以下)
 — 発注なし
 / 継続性なし

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
通信設備等製造	1	自動電話交換設備製造	/	/	1	/	1		
	2	多重無線装置製造	/	1	1	2	1		
	3	デジタル端局装置製造	/	/	1	1	1		
	4	事務所①自動電話交換装置製造	1	/	/	/	/		
	5	デジタル陸上移動通信装置製造	5	/	/	/	/		
	6	超短波無線電話装置製造	/	/	2	/	/		
	7	移動型衛星通信設備製造	/	/	2	/	/		
	8	波長多重伝送装置製造	/	/	/	1	/		
	9	ローカル5G無線通信装置製造	/	/	/	3	/		

実施状況(電気通信設備保守業務)

【総合評価】及び【価格競争】

水色 総合評価
(5800万円超)
 緑 価格競争
(5800万円以下)
 — 発注なし
 / 継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
電気通信設備保守業務	1	本局電気通信設備保守運転監視業務	1	1	1	1	1		
	2	事務所①通信施設保守運転監視業務	1	1	1	1	1		
	3	事務所②電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	4	事務所③電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	5	事務所④電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	6	事務所⑤電気通信施設保守業務	1	1	1	1	1		
	7	事務所⑥電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	8	事務所⑦電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	9	事務所⑧電気通信施設等保守業務	1	1	1	1	1		
	10	事務所⑨情報通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	11	事務所⑩電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	12	事務所⑪電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	13	事務所⑫電気通信施設保守・運転監視業務	1	1	1	1	1		
	14	事務所⑬電気通信設備保守業務	1	1	1	1	1		
	15	事務所⑭トンネル設備保守業務	1	1	1	1	1		
	16	事務所⑮設備保守業務	/	/	/	1	1		

実施状況(MPS業務)

【総合評価】

水色

総合評価

緑

価格競争

—

発注なし

継続性なし

継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
M P S 業務	1	M P S 業務A	—	—	—	1	—	—	5箇年国債
	2	M P S 業務B	—	1	—	—	—	—	5箇年国債

実施状況(車両管理業務)

【総合評価】及び【価格競争】

水色 総合評価 緑 価格競争 ー 発注なし 斜線 継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
車両管理業務	1	車両管理業務	2	2	1	1	1		
	2	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	3	車両管理業務	2	2	1	1	2		
	4	車両管理業務	2	2	1	1	3		
	5	車両管理業務	2	2	1	2	3		
	6	車両管理業務	2	2	2	2	3		
	7	車両管理業務	2	2	1	1	1		
	8	車両管理業務	2	2	1	2	3		
	9	車両管理業務	2	3	2	3	4		
	10	車両管理業務	3	2	1	2	2		
	11	車両管理業務	3	1	1	1	1		
	12	車両管理業務	1	2	1	2	3		
	13	車両管理業務	2	3	1	1	2		
	14	車両管理業務	3	2	1	2	1		
	15	車両管理業務	2	2	1	1	2		
	16	車両管理業務	2	2	1	1	1		
	17	車両管理業務	1	1	1	2	2		
	18	車両管理業務	3	2	2	2	1		
	19	車両管理業務	1	2	1	2	1		
	20	車両管理業務	2	1	1	2	2		
	21	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	22	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	23	車両管理業務	2	1	1	1	3		
	24	車両管理業務	3	2	2	2	2		
	25	車両管理業務	1	2	1	2	1		
	26	車両管理業務	3	3	2	3	2		
	27	車両管理業務	2	2	1	2	1		
	28	車両管理業務	4	2	1	1	2		
	29	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	30	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	31	車両管理業務	2	2	1	1	4		
	32	車両管理業務	4	2	1	2	2		
	33	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	34	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	35	車両管理業務	2	1	1	2	-	-	※R3以降本局に統合
	36	車両管理業務	2	2	1	2	2		
	37	車両管理業務	3	2	1	3	3		
	38	車両管理業務	2	2	2	2	2		
	39	車両管理業務	2	2	1	2	-	-	※R3以降本局に統合
	40	車両管理業務	1	1	1	2	-	-	※R3以降本局に統合
	41	車両管理業務	3	2	1	2	-	-	※R3以降本局に統合
	42	車両管理業務	-	-	-	2	2		R2新設事務所
	43	車両管理業務	-	-	-	4	2		R2新設事務所
	44	車両管理業務	-	-	-	2	-	-	※R3以降本局に統合

実施状況(国営公園運営維持管理業務)

【総合評価】（市場化テスト）

水色 総合評価
 緑 価格競争
 — 発注なし
 / 継続性なし

枠内の数字は応札者数

調達分類	No.	件名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予定	備考
公園運営維持管理業務	1	ロ号公園運営維持管理業務	—	1	—	—	—		24③27④30⑤箇年国債
	2	ロ号公園運営維持管理業務	—	2	—	—	—		24③27④30⑤箇年国債
	3	イ号公園運営維持管理業務	—	—	1	—	—	—	25③28④元⑤箇年国債
	4	イ号公園運営維持管理業務	—	—	1	—	—	—	25③28④元⑤箇年国債
	5	イ号公園運営維持管理業務	—	—	1	—	—	—	25③28④元⑤箇年国債

車両管理業務 令和4年度 評価項目

区分 (大項目)							区分 (大項目)														
配点	評価項目 (中項目)	配点	相対重み	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	評価基準	配点	評価項目 (中項目)	配点	相対重み	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	評価基準								
1	30	1-1 同種・類似業務の実績	10	10.0%	業務対象都道府県内の同種・類似業務における受注実績	10	提案内容等【定量評価】	130	43.3%	3-1 車両管理責任者の経験等	5	業務対象都道府県内の同種業務における車両管理責任者の業務経験	5	提案内容等【定量評価】	点数						
							同種実績あり							10		同種業務経験あり	5				
							類似実績あり							5		なし	0				
		1-2 災害時の対応協力等の実績	20	国及び地方公共団体との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約に基づく災害時の対応協力等の実績の有無 (最大20点)	20	提案内容等【定量評価】	2	「内訳」	10	配置予定の車両管理責任者の「安全運転管理者講習会」又は「運行管理者の一般講習」の過去3年間の受講実績又は認定運行管理士資格の保有 (有)	10	提案内容等【定量評価】	点数								
						実績あり (1件につき)		2		実績又は資格あり		10									
						(内訳)		0		なし		0									
1-3 指名停止等の措置	0	管内発注業務において生じた事故等に基づく過去3年間の指名停止等の措置 (最大減点数-40点)	0	提案内容等【定量評価】	0	「内訳」	35	配置予定の車両管理員に普通自動車の第2種免許保有者の占める割合 (率)	35	提案内容等【定量評価】	点数										
				なし		0		50%以上		35											
				① 指名停止 (1件につき)		-10		25%以上50%未満		20											
1-4 受注者の責による看過できない事象発生	0	管内発注業務において生じた過去1年間の受注者の責による看過出来ない事象発生	0	提案内容等【定量評価】	0	「内訳」	40	配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数 (配置予定の車両管理員の平均)	40	提案内容等【定量評価】	点数										
				事象発生 (1件につき)		-3		10年以上		40											
				② 文書注意 (1件につき)		-5		6年以上10年未満		30											
1-5 違約金対象となる提案内容の不履行	0	管内発注業務において生じた過去1年間の違約金の対象となる提案内容の不履行	0	提案内容等【定量評価】	0	「内訳」	15	配置予定の車両管理員における業務対象都道府県内の車両管理員としての勤務経験年数 (人員輪送に限る) (配置予定の車両管理員の平均)	15	提案内容等【定量評価】	点数										
				事象発生 (1件につき)		-1		7年以上10年未満		10											
				③ 口頭注意 (1件につき)		-3		3年以上7年未満		5											
2	110	2-1 運行指示を確実に履行するための対応等	10	36.7%	①迅速な運行指示を確保するための手段等の具体の工夫	30	提案内容等【定性評価】	15	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	15	5%	①迅速な体制確保のための具体的な措置	45	提案内容等【定性評価】	15						
							工夫、具体性・実現性が認められる							10		なし	0				
							提案内容等【定性評価】							0		提案内容等【定性評価】	0				
							工夫、具体性・実現性が認められる							10		なし	0				
							提案内容等【定性評価】							0		提案内容等【定性評価】	0				
							工夫、具体性・実現性が認められる							10		なし	0				
							提案内容等【定性評価】							0		提案内容等【定性評価】	0				
							工夫、具体性・実現性が認められる							10		なし	0				
							提案内容等【定性評価】							0		提案内容等【定性評価】	0				
		2-2 専任性 (手持ち業務量)	10	車両管理責任者 (業務管理者) の専任性 (手持ち業務量)	10	提案内容等【定量評価】	10	10台以下	5	5-1 賃上げの実施に対する認定	15	5%	②連絡が取れない場合であっても業務を継続する工夫	10	提案内容等【定性評価】	10					
						11台以上20台以下		10	5-2 賃上げの実施に対する認定						15		5%	③燃料の確保が困難な場合であっても業務を継続する工夫	10	提案内容等【定性評価】	10
						21台以上		0												5-3 賃上げの実施に対する認定	
		提案内容等【定性評価】	0	提案内容等【定性評価】	0																
		提案内容等【定性評価】	0	提案内容等【定性評価】	0																
		2-3 事故発生時の迅速な報告等	5	事故発生時に発注者への迅速な報告、及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体の内容	5	提案内容等【定性評価】	5	具体的かつ有用な規則等がある	5	5-4 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑤安全な運行のための知識・技能の教育・研修	5	提案内容等【定性評価】	5					
						なし		0	5-5 賃上げの実施に対する認定						15		5%	⑥事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修	5	提案内容等【定性評価】	5
						提案内容等【定性評価】		0												提案内容等【定性評価】	
		2-4 災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等	15	①迅速な体制確保のための具体的な措置	45	提案内容等【定性評価】	15	工夫、具体性・実現性が認められる		15	5-6 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑦安全な運行のための知識・技能の教育・研修		5				提案内容等【定性評価】	
なし	0					5-7 賃上げの実施に対する認定		15	5%	⑧事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修					5		提案内容等【定性評価】	5			
提案内容等【定性評価】	0																提案内容等【定性評価】		0		
2-5 コンプライアンスの徹底	5	コンプライアンスについて、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	5	提案内容等【定性評価】	5		提案内容に工夫がある				5	5-8 賃上げの実施に対する認定	15	5%		⑨守秘義務に関する教育・研修	5		提案内容等【定性評価】	5	
				なし		0	5-9 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑩守秘義務に関する教育・研修	5				提案内容等【定性評価】			5			
				提案内容等【定性評価】		0									提案内容等【定性評価】				0		
2-6 車両管理員等の健康状態の把握及び社員の兼業を禁止について	10	車両管理責任者及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	10	提案内容等【定性評価】	10	健康管理に関する規則、兼業禁止規定の両方がある						10	5-10 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑪守秘義務に関する教育・研修	5		提案内容等【定性評価】	5	
				いずれか一方のみがある		5	5-11 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑫守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定性評価】						5			
				いずれもなし		0						5-12 賃上げの実施に対する認定							15		5%
2-7 車両管理員への教育・研修等の年間計画の回数	5	車両管理員への教育・研修等の年間計画回数	5	提案内容等【定量評価】	5	教育・研修等の年間計画回数が5回以上							5	5-13 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑭守秘義務に関する教育・研修			5	
				教育・研修等の年間計画回数が5回以上		5	5-14 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑮守秘義務に関する教育・研修	5		提案内容等【定量評価】					5			
				教育・研修等の年間計画回数が4回以下		0						5-15 賃上げの実施に対する認定	15						5%		⑯守秘義務に関する教育・研修
-	-	5-16 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑰守秘義務に関する教育・研修	5								提案内容等【定量評価】	5						
-	-						5-17 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑱守秘義務に関する教育・研修	5			提案内容等【定量評価】		5					
-	-											5-18 賃上げの実施に対する認定	15	5%			⑲守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】	5	
-	-	5-19 賃上げの実施に対する認定	15	5%	⑳守秘義務に関する教育・研修	5									提案内容等【定量評価】				5		
-	-						5-20 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉑守秘義務に関する教育・研修	5				提案内容等【定量評価】	5					
-	-											5-21 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉒守秘義務に関する教育・研修		5	提案内容等【定量評価】		5	
-	-	5-22 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉓守秘義務に関する教育・研修	5												提案内容等【定量評価】	5		
-	-						5-23 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉔守秘義務に関する教育・研修	5					提案内容等【定量評価】		5			
-	-											5-24 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉕守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-25 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉖守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-26 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉗守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-27 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉘守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-28 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉙守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-29 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉚守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-30 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉛守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-31 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉜守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-32 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉝守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-33 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉞守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-34 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㉟守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-35 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊱守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-36 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊲守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-37 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊳守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-38 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊴守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-39 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊵守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-40 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊶守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-41 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊷守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-42 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊸守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-43 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊹守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-44 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊺守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-45 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊻守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-46 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊼守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-47 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊽守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-48 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊾守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-49 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-50 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-51 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-52 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-53 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-54 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-55 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-56 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-57 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-58 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-59 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-60 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-61 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-62 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-63 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-64 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-65 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-66 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-67 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-68 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-69 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-70 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-71 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-72 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-73 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-74 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-75 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-76 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-77 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-78 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-79 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-80 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-81 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-82 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-83 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-84 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-85 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-86 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-87 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-88 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-89 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-90 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-91 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-92 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-93 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5	提案内容等【定量評価】			5	
-	-	5-94 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5											提案内容等【定量評価】		5		
-	-						5-95 賃上げの実施に対する認定	15	5%	㊿守秘義務に関する教育・研修	5						提案内容等【定量評価】	5			
-	-											5-96 賃上げの実施に対する認定									

〔 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募(審議の効率化))〕

参加者の有無を確認する公募 経緯

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」（平成18年6月13日）により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理（H20より）、揚排水ポンプ設備修繕工事等（H27より）

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘（発注方式の再検討）を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行
- ・参加者の有無を確認する公募に移行した件数
平成31年度 建設コンサルタント等業務 2件
令和2年度 建設コンサルタント等業務 1件
令和3年度 建設コンサルタント等業務 1件、役務の提供等 1件

現在の運用

■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。

■ 役務の提供等

- ・過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。
- ・引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

参加者の有無を確認する公募の実施状況

参加者の有無を確認する公募の実施状況(直近5年分)

R3年度はR3年12月末現在

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
建設工事	18 / 0	12 / 0	21 / 0	15 / 0	23 / 0
建設コンサルタント等業務	7 / 0	9 / 0	11 / 0	11 / 0	12 / 0
役務の提供等	11 / 0	13 / 0	13 / 0	11 / 0	16 / 0
(電気通信設備修理)	8 / 0	8 / 0	7 / 0	7 / 0	7 / 0

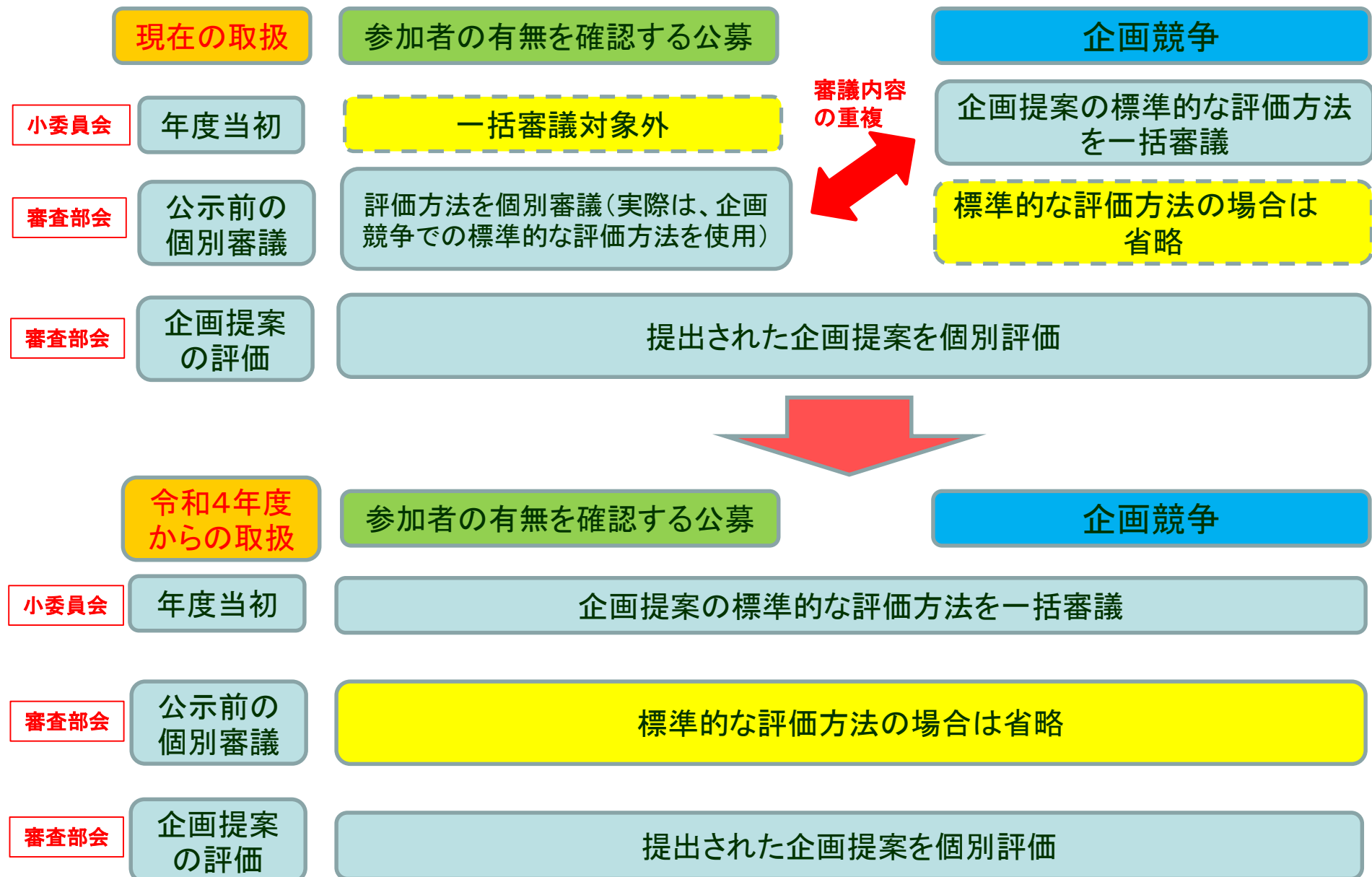
各年度の数字は、参加者の有無を確認する公募の件数 / 要件を満たす者から参加意思確認があった数

※①建設工事については、揚排水ポンプ設備の修繕等が対象となっている。

※②建設コンサルタント等業務については、R1からプロポーザルから移行した案件がある。

※③役務の提供等については、R3から企画競争から移行した案件がある。

令和4年度 業務効率化への取組(役務の提供等)



令和4年度 業務効率化への取組(役務の提供等)考え方

(1) 役務の提供等における企画競争では、公示前に総合評価審査第一小委員会審査部会(以下、「審査部会」といいます。)の場で、評価方法(評価項目、評価基準及び得点配分)について、個別に審議を行うこととしております。同様に、役務の提供等における参加者の有無を確認する公募でも、企画競争に移行した場合を想定し、公示前に、企画競争に移行した場合の評価方法について、審査部会で個別に審議を行うこととしております。

(2) 企画競争については、総合評価審査第一小委員会(以下、「小委員会」といいます。)において、標準的な企画提案の評価方法を年度当初にあらかじめ一括で審議を行い、標準的な企画提案の評価方法を用いる場合は、審査部会での個別案件毎の評価方法にかかる審議を省略しております。

(3) 役務の提供等における参加者の有無を確認する公募については、一括審議を行っておらず、企画提案に移行した場合の評価方法を、公示前に審査部会で個別にご審議いただいております。しかし、その評価方法は、小委員会において一括で審議を行った企画競争の標準的な評価方法を適用している案件がほとんどであり、企画競争では審査部会の個別の審議を省略している評価方法であっても、参加者の有無を確認する公募では審査部会で個別に審議を行っているところです。

(4) 業務効率化の観点から、役務の提供等における参加者の有無を確認する公募において、小委員会で一括で審議を行った標準的な企画提案の評価方法を適用する場合に限り、企画競争と同様に個別の評価方法の審議を省略することといたします。なお、要件を満たす者から参加意思確認があり、企画競争に移行した場合、提出された企画提案の評価について、審査部会に諮る点は現状と変更ありません。

(5) 今後は総合評価審査委員会の場において、当該年度の参加者の有無を確認する公募の発注結果について、報告を行うことといたします。